

刈谷市公営企業経営戦略等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための計画である刈谷市水道事業経営戦略及び刈谷市下水道事業経営戦略並びに事業のあり方を長期的に見据えた刈谷市水道事業ビジョン及び刈谷市下水道ビジョン（以下これらを「経営戦略等」という。）を策定するため、刈谷市公営企業経営戦略等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、経営戦略等の策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、水資源部水道課及び下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、経営戦略等が策定された時にその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。